

【ご連絡】新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業登録有効期限の一部延長および
企業登録・更新・変更手続きの一部変更について

2020年4月23日

日本商工会議所

新型コロナウイルスの感染拡大による出勤制限やテレワークや在宅勤務の増加により、企業登録・更新・変更に係る書類作成が難しくなっている企業が増えていることから、企業登録に係る手続きを以下のとおり一部変更します。

1. 企業登録有効期限および申請期間の延長について（更新のみ）

以下の企業を対象に、企業登録の有効期限を1カ月延長しました。あわせて、60日前より企業登録の更新申請を可能といたしましたので、お早めにお手続きを始めていただきますよう、お願いいたします。

<有効期限の延長>

対象：2020年4月23日～5月31日に有効期限を迎える企業

延長期間：変更前の有効期限の1カ月後

例) 2020年5月30日が有効期限だった企業は、2020年6月30日が有効期限

備考：更新完了後は、変更前の有効期限の2年後まで延長されます

<申請期間の延長>

(変更前) 有効期限の30日前から手続き可能

(変更後) 有効期限の60日前から手続き可能

<企業登録の更新方法（マニュアル）>

・[発給システムにおける企業登録の更新/変更および署名者（サイナー）の変更/追加/削除 操作説明書](#)

2. 登録申請書の押印について（新規・更新・変更 共通）

新規登録や更新、変更申請の際にお送りいただく登録申請書について、代表者印等の押印がない申請書も受付します。

押印のない申請書をお送りいただく際は、「〇月〇〇日までに送付」（おおむね30日以内が目安）と、押印された証明書を送付する日程の目安を明記のうえ、後日、押印された申請書をお送りいただきますよう、お願いします。

3. 履歴事項全部証明書について（新規・更新・更新 共通）

新規登録の場合や、更新、変更申請で社名・代表者・住所のいずれかに変更がある場合は、履歴事項全部証明書（個人の場合は、戸籍抄本または住民票と、印鑑証明書）の提出が必要となります。法務局のオンライン申請および郵送申請などをご活用の上、お早めにお手続きください。

(法務局) 登記・供託に関するオンライン申請等の活用について

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00003.html

(個人の場合)

戸籍妙本、住民票、印鑑証明書の取得方法についてはお近くの役場へお問合せいただくか、マイナンバーカードをお持ちの場合はコンビニでの発行が可能です

なお、法人の更新申請の際は、社名、代表者、登記上の住所に変更がなければ、履歴事項全部証明書にかわり、有価証券報告書の表紙や現在事項全部証明書のご提出が可能です。

変更申請の際も、社名、代表者、登記上の住所に変更がなければ（サイナーの変更のみの場合など）、履歴事項全部証明書の提出は不要ですので、登録申請書のみご提出ください。

【本件担当】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

MAIL : tokuteico@jcci.or.jp

以 上